

「分散登校」の実施について

日頃より、本校教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の為の臨時休業へご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、臨時休業の期間が延長されたことにより、下記の通り「分散登校」を開始することとなりました。尚、これまで通り『児童の預かり』も、同時に実施します。

記

1 目 的

臨時休業の期間が延長されたことに伴い、その際の児童の学習保障や心身の健康の保持の観点から、臨時休業期間中、分散登校によって継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えるため。

2 期 間

令和2年5月14日（木）から学校再開まで

※学校再開については、現在、郡山市教育委員会が検討中です。

3 実施方法

（1）登下校について

①登校時刻を8時、下校時刻を11時45分とします。

②安全に十分注意して登校させてください。

③登校前の検温、体調チェックをお願いします。体調が悪い場合は、無理に登校させないでください。

④「保護者の就業のための預かり」とは異なり、児童だけの登下校を認めますが、心配な場合（特に低学年）は、保護者の責任で送迎をお願いします。

（2）昼食について

①昼食を食べずに午前中で下校とします。（給食はありません。弁当も必要ありません。）

②分散登校後、「放課後児童クラブ」を利用する場合は、弁当を持参してください。『預かり児童』と一緒に弁当を食べた後「放課後児童クラブ」へ向かわせます。

（3）児童の「3つの密」を避けるための配慮について

①1教室当たりの児童生徒数は、18名以内を目安とします。18名を超える学級は、2グループ【①・②】に分けて、交代で登校することとします。

②【別紙】の通り、ローテーションを組んで、週2日の分散登校を行います。

（4）出席の取り扱いについて

①臨時休業中のため、登校しなかった場合でも欠席にはなりません。

②欠席する場合は、児童の安全を確認するために、午前8時までに、必ず学校へ連絡をお願いします。

（5）学習内容について

①授業を実施します。時間割については、【別紙】をご覧ください。

②登校しなかった児童に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行う等、配慮いたします。

（6）持ち物について（共通）

①ランドセル、筆記用具、上ばき、時間割表【別紙】にある準備、健康観察記録表（検温表）、水筒、マスク等

4 分散登校実施時における『児童の預かり』について

（1）分散登校しない日の児童については、極力家庭で過ごすことを基本としますが、保護者の就業を理由とした場合のみ、これまで通り学校で預かることとします。

（2）分散登校の登校時刻に合わせて、児童の預かり開始時刻を午前8時に変更します。

5 その他

（1）不明な点や心配な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

（2）保護者の皆様のご理解とご協力を何卒、よろしくお願いいたします。